

**高知県立幡多けんみん病院床頭台等運営事業公募型プロポーザル
募集要領**

1 事業の概要

(1) 事業名

高知県立幡多けんみん病院床頭台等運営事業

(2) 事業の目的と内容

高知県立幡多けんみん病院において、入院患者の療養環境の改善とサービスの向上を目的に、その一部について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸し付けを行い、以下の事業（以下「床頭台等運営事業」という。）を一括して長期安定的に運営できる事業者又はグループ（以下「運営事業者」という。）を広く一般に公募し選定します。

なお、これらの事業の設置・運営等及び貸付料にかかる条件については、別添「床頭台等の運営等に関する仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりです。

[対象となる事業一覧]

1	床頭台、テレビ、冷蔵庫、セーフティボックス及び課金装置一式の設置・運営・管理
2	ランドリ(洗濯機及び衣類乾燥機一式)の設置・運営・管理
3	カード販売機及びカード精算機及びイヤホン販売機の設置・運営・管理

(3) 行政財産の貸付期間

令和6年3月1日から令和14年3月31日までとします。また、貸付期間には、床頭台等の設置及び撤去に係る期間を含みます。

(4) 運営事業期間

令和6年4月1日から令和14年3月31日までとします。

2 審査委員会の設置

プロポーザル方式による企画の審査を厳正かつ公正に行い、適切な契約の相手方となる候補者と次点者を選定するため、別途定める「高知県立幡多けんみん病院床頭台等運営事業公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

3 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

床頭台等運営事業の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と高知県立幡多けんみん病院（以下「幡多けんみ

ん病院」という。)は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下「交渉」という。)を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。5日(土日祝日を除く。)以内(予定)に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて幡多けんみん病院と交渉を行うこととなります。

4 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

また、次の要件を満たしている複数の個人又は法人(以下「事業者」という。)による共同提案のグループ参加も可能とします。ただし、参加申込にあたっては、1事業者1参加申込とし、共同提案のグループ参加を行う場合は、当該グループの構成事業者は他の参加者の構成事業者になることは出来ません。また、共同提案のグループ参加を行う場合の契約は、代表事業者が行い、その者は共同提案者が行う事業について連帯責任を負うこととします。

- (1) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院で、この募集開始の日から過去2年以内に1年以上にわたって、同規模程度のカード式テレビ等運営事業の実績があること。
- (2) 高知県における「令和3～5年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登載されている(もしくは契約締結時まで登録が予定されている)者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) この募集開始の日から当該事業の提案書の提出の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づき、高知県から入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しないこと
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

5 説明会及び現地案内

本プロポーザルに関する説明会を次のとおり行います。なお、会場の都合により1参加者(事業者)あたり3名までの参加とします。また、説明会への出席は任意ですので、出欠が本プロポーザルへの参加に影響することはありません。

(1) 日時

令和5年11月27日(月)午後1時30分から午後3時00分まで
(※説明会終了後に現地案内を予定)

(2) 場所(会場)

高知県宿毛市山奈町芳奈3-1
高知県立幡多けんみん病院 3階 大会議室

(3) 参加方法

令和5年11月24日（金）午後5時までに、説明会参加申込書（別紙様式1）により持参、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。ファクシミリ又は電子メールによる場合は、電話にて送信した旨お知らせください。

なお、当日は募集要領（仕様書を含む。）及び様式集を幡多けんみん病院のホームページより出力し、各自持参してください。

（申込先） 「13 問い合わせ先」に同じ

(4) 各階平面図（紙媒体）の交付について

説明会当日、会場で参加者に交付します。

なお、説明会への参加の有無に関わらず、本プロポーザルへの参加を希望する事業者に対して次のとおり交付します。

① 交付日時

募集開始の日から令和5年11月27日（月）午後5時まで（土日祝日を除く。）

② 交付場所

「13 問い合わせ先」に同じ

6 質疑と回答

質疑は、令和5年12月1日（金）午後5時までに質疑書（別紙様式2）により持参、郵送（簡易書留又は郵便証明付き一般書留に限る。）若しくはファクシミリ、電子メールのいずれかで受け付けます。ファクシミリ又は電子メールによる場合は、電話にて送信した旨お知らせください。質疑と回答の内容は、令和5年12月6日（水）までに幡多けんみん病院のホームページに掲載します。なお、電話、口頭での問い合わせや受付期間外の質疑・照会は受け付けません。

7 参加申込及び資格要件の確認

本プロポーザルの参加を希望する事業者は、参加申込書（別紙様式3）に資格要件の確認書類（別紙様式4～7）を添えて申込をしてください。申込に当たって提出する書類を次表に示します。

[提出書類、様式及び提出部数等]

様式番号	提出書類の名称	内 容	規格	部数
3	参加申込書	グループ参加の場合は、代表事業者を選定し、すべての事業者が記名・押印してください。	A4縦	正本 1部
4	委任状	グループ参加の場合に構成事業者が提出してください。（※単独参加の場合は提出不要です。）	A4縦	正本 1部
5	誓約書	欠格要件なきことの誓約。グループ参加	A4縦	正本

		の場合は、すべての事業者が提出してください。		1部
6	事業者概要書	グループ参加の場合は、すべての事業者が提出してください。 【添付資料】 (1)営業内容に資格・免許等が必要とされる場合には当該資格等の写しを添付してください。 (2)パンフレットや会社案内等の資料を添付してください(既存資料のままで結構です)。	A4縦	正本 1部
7	事業実績一覧表	募集要項4(1)を証明する内容。	A4縦	正本 1部

(1) 参加申込書

① 提出方法

持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）

② 提出期限

令和5年12月11日（月）午後5時（必着）

③ 提出先

「13 問い合わせ先」に同じ

(2) 資格要件の確認

幡多けんみん病院で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和5年12月15日（金）までに申込者へ FAX 又は電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（土日祝日を除く。）以内に、書面により、病院長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。
- ② 病院長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（土日祝日を除く。）以内に書面により回答します。

8 企画提案書の作成

別途定める「高知県立幡多けんみん病院床頭台等運営事業公募型プロポーザル企画提案書作成要領」に基づき企画提案書を作成してください。

9 審査

別途定める「高知県立幡多けんみん病院床頭台等運営事業公募型プロポーザル審査要領」に基づき実施します。なお、参加者は、審査委員会に対するプレゼンテーションを実施して

ください。実施する日時、場所及び出席者等については別途通知します。

10 審査結果

審査結果は、審査委員会終了後、1週間以内にすべての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例（平成2年条例第1号）に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/2020081100145.html>]

11 日程

令和 5年11月17日(金)	公募開始
同年 11月24日(金)	説明会参加申込期限
同年 11月27日(月)	説明会及び現地案内
同年 12月 1日(金)	質疑提出期限
同年 12月11日(月)	参加申込及び資格確認書類提出期限
同年 12月26日(火)	企画提案書提出期限
令和 6年 1月中旬	審査委員会(プレゼンテーション)(予定) 審査結果通知(予定)
同年 1月下旬	随意契約(予定)

12 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します（病院内及び審査委員会での使用に限る。）。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を非開示理由書（別紙様式8）により提出してください。

開示・非開示の判断は当該非開示理由書に基づき行うものではなく、当該非開示理由書を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

13 問い合わせ先

〒788-0785 高知県宿毛市山奈町芳奈3-1

高知県立幡多けんみん病院 経営事業課

担当者 伊藤

電話番号 0880-66-2222

ファクシミリ 0880-66-2111

電子メール 620108@ken.pref.kochi.lg.jp

1.4 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- ① 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合。
- ② 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合。
- ③ 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合。
- ④ 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合。
- ⑤ プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規定第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合。
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合。

1.5 その他

- (1) 参加申込提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の幡多けんみん病院との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とします。